

山口県循環型農業推進基本方針

平成27年3月
山口県

第1 趣旨

これまで本県では、平成7年3月に「山口県環境保全型農業推進基本方針」、平成13年3月に「山口県循環型農業推進基本方針」を策定し、農業が本来有する自然循環機能を生かし、化学肥料や化学農薬の使用を低減した「循環型農業」を推進してきたところである。その結果、循環型栽培技術に取り組む「エコファーマー」の取組が定着し、「エコやまぐち農産物認証制度」の創設や家畜排せつ物等有機質資源・農業用使用済みプラスチックの循環利用が促進されるなどの一定の成果が得られたところである。

一方、国は平成26年6月に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を制定し、「自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組」を支援することとしている。

こうした中、近年、県民の食料に対する「鮮度の良さ、安心・安全」などのニーズや環境問題への関心は一層高まっており、これらニーズに対応した農産物の安定生産や農業分野における環境対策への対応の強化が重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、本県では平成27年3月に「やまぐち農林水産業活力創出行動計画」を策定し、今後の農林水産業の施策目標や取組内容を明らかにしたところであり、この計画を踏まえた循環型農業の具体的な取組を推進するため、この方針を定める。

第2 循環型農業の定義

農業が本来有する自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能）を生かし、家畜排せつ物のたい肥化や稲わらの飼料活用など地域で発生する有機質資源の循環利用、農業用資材の循環利用など、化学肥料や化学農薬の使用を低減した安全で質の高い農産物の安定生産及び環境への負荷低減を図る農業生産活動を「循環型農業」という。

第3 推進の期間

平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの4年間

第4 推進の目標

循環型農業を導入し、安心・安全な農作物生産に取り組む産地を拡大するため、次の項目を目標に推進する。

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
エコやまぐち農産物認証件数 ※1	H25	340 件	H29	530 件
JGAP認証件数 ※1	H25	5 件	H29	12 件
家畜排せつ物発生量 ※2	H25	383 千t	H27	580 千t
たい肥の量 ※2	H25	208 千t	H27	325 千t
たい肥製造販売施設数 ※2	H25	116 箇所	H27	120 箇所
農業用使用済みプラスチック類再生利用率	H25	66%	H28	80%

※1 やまぐち農林水産業活力創出行動計画

※2 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画(平成21年5月策定)

第5 推進の方策

1 循環型農業生産技術の導入・定着

(1) 循環型栽培技術の導入の促進

近年、たい肥等の施用量が低下する等土づくりがおろそかになっており、このような土壌条件のもとで、安易に化学肥料・農薬の削減を行い、収量・品質が低下する事例も見受けられる。

そこでたい肥等有機質資材の適正施用技術による土づくりを徹底し、その上で必要な施肥量を考慮し、有機質肥料や肥効調節型肥料の施用など化学肥料低減技術を導入する。化学農薬低減技術については、天敵を含む生物農薬、フェロモン剤の利用、土壌還元消毒等による化学農薬低減技術などのIPM(総合的病害虫・雑草管理)手法の導入を推進する。

また、そのため、土壌診断、作物栄養分析、病害虫診断などの支援体制や病害虫発生予察情報など循環型農業の実践に必要な情報を提供する体制を整備するとともに、新たな技術開発を進める。

(2) エコファーマーの認定

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、本県における持続性の高い農業生産方式、主要な農作物ごとの導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置等を内容とした「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定めるとともに、この指針に定めた循環型栽培技術に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定する。

(3) 循環型家畜飼養技術の導入の促進

土づくり、草づくり、牛づくりを基本に、家畜排せつ物のたい肥化技術、飼料用米・飼料用イネ・牧草等の飼料作物や稲わらなどの飼料の調製及び給与技術、山口型放牧技術など、循環型家畜飼養技術の導入を促進する。

また、こうした技術の定着を図るため、耕種農家と畜産農家が連携した土地利用調整や労力補完体制を整備するとともに、新たな技術開発を進める。

2 有機質資源の利用の促進

(1) 家畜排せつ物の利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)に基づき、本県における家畜排せつ物の利用の目標及び家畜排せつ物の処理施設の整備に関する目標などを定めた「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」(平成21年5月策定)を基に家畜排せつ物の適正処理により良質たい肥の生産に努めるとともに、循環型農業生産技術の導入及び定着などによりたい肥の利用促進を図る。

ア 高品質たい肥の生産システムの整備

- (ア) 家畜飼養頭羽数など地域の実情に即して、たい肥化施設の整備を促進するとともに敷料(副資材)確保に向けた情報提供を行う。
- (イ) 高品質たい肥の生産技術の開発・普及に取り組むとともに、畜産環境保全の研修会などにより高品質たい肥生産の指導者に向けた意識啓発を図る。
- (ウ) たい肥化時の臭気抑制及び発酵促進に効果的な副資材の利用技術の開発に取り組むとともに、研究成果の普及を図る。

イ 高品質たい肥の利用システムの整備

(ア) 耕種農家と畜産農家との連携体制の整備

耕種農家のニーズに応じた高品質たい肥の計画生産や需給調整、流通・販売及び散布等を実施するとともに、たい肥の安定供給のための地域内保管体制整備を促進し、耕種農家と畜産農家の連携を強化する。

(イ) 情報提供体制の整備

山口県農林水産情報システムなどを活用した、たい肥の需給状況、品質などに関する情報提供を引き続き実施する。

(2) 食品系廃棄物の利用の促進

生ごみや食品残さなどの食品系廃棄物について、たい肥や飼料としての利用を促進する。たい肥化の際には、既存のたい肥製造施設などを活用して家畜排せつ物との一体的な処理によるたい肥成分の安定化などを図り、利用を促進する。

(3) 有機質資源の適正利用

地域にある有機質資源は、家畜排せつ物、食品系廃棄物、木質系廃棄物、集落排水汚泥など多岐にわたることからその特性を踏まえた適正利用を促進する。

また、有機質資源の利用にあたっては、農産物への影響を考慮し、農業者が原材料、製造工程、腐熟度等を確認するように指導する。

3 循環型農業産地づくり

(1) 循環型農業産地の育成

農業生産法人や部会などをエコファーマーに誘導し、まとまりをもった取組を促進するとともに、化学肥料や化学農薬を50%以上低減した循環型栽培技術を導入する産地の育成を目指す。

(2) 環境保全型農業直接支払制度の推進

化学肥料や化学農薬の50%以上低減と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する環境保全型農業直接支払制度を活用し、循環型栽培技術の導入や堆肥散布による土づくりの促進を図る。

(3) 農産物の生産工程管理手法の導入促進

安心・安全な農産物を供給するため、肥料や農薬の適正使用はもとより、生産から出荷までのリスク管理が徹底できる農業生産工程管理手法(GAP)の導入を推進する。

特に、一般財団法人日本GAP協会が運営するJGAPは、国内の幅広い流通業者等から評価される手法であることから、農業生産法人等に対して、モデル的な導入を推進する。

4 循環型栽培技術で生産された農産物の流通・販売の促進

(1) 流通・販売の推進

山口県独自の地産・地消の推進拠点と連携した情報提供を実施するとともに、消費者や流通販売関係者の意向把握、山口県農林業情報システムの活用など、循環型農業に係る情報の受発信により、流通販売を推進する。

(2) エコやまぐち農産物認証の取組推進

化学肥料や化学農薬を50%以上低減した本県独自の認証制度である「エコやまぐち農産物認証制度」を推進し、制度のPRを行い消費拡大に努める。

(3) 消費者への理解促進

産地と消費者との交流活動を支援するとともに学校、保育所等における食育との連携などにより消費者への理解促進を図る。

5 農業用使用済みプラスチック類の再生利用の促進

農業生産過程で排出される使用済みプラスチック類については、再処理することとし、農協単位に回収体制を整備するとともに、専門処理業者による再生利用など処理体制の整備を一層促進する。

また、適正処理の徹底を図るため、生産者への啓発活動を強化する。

第6 推進体制

1 山口県循環型農業推進協議会の設置

県は、循環型農業を推進するため、耕種農家、畜産農家、学識経験者、農林業関係団体、消費者団体及び県関係部局の代表者で構成する「山口県循環型農業推進協議会」を設置する。

2 地域における市町、農林業関係団体等の連携

県及び山口県循環型農業推進協議会は、各地域の市町、農林業関係団体及び農林事務所の連携による循環型農業の活動を支援する。

3 関係部局との連携

関係部局が行う関連する取組については、本方針との整合性を図り必要な連携・協力を行う。

参考：関連する条例

山口県環境基本条例 (平成 7年12月25日)

山口県循環型社会形成推進条例 (平成16年 3月23日)

山口県食の安心・安全推進条例 (平成20年12月24日)